

坂出市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児等（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用具の種目および給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表種目の欄に掲げる用具の区分に応じ、それぞれ同表性能の欄に掲げる機能を有するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に対し、用具を給付するものとする。

(1) 本市に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病児

(2) 別表種目の欄に掲げる用具の区分に応じ、それぞれ同表の対象者に掲げる要件を満たす者

(3) 法による施策（小児慢性特定疾病にかかる施策を除く。）または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づいて実施する施策の対象とならない者

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、坂出市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(2) 扶養義務者（小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について（平成29年健発0530第12号厚生労働省健康局長通知）別添小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（以下「国要綱」という。）別添2備考2(2)イに規定する扶養義務者をいう。）の前年（申請を1月から6月までの間に行う場合にあつては前々年）の所得税の課税および当該年度（申請を4月から6月までの間に行う場合にあつては前年度）の市町村民税の課税額を証明する書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況および住宅環境等を実地調査し、速やかに坂出市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成するものとする。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条第2項の調査書により内容を審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、坂出市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）および坂出市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、坂出市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付却下通知書（様式第5号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行うときには、用具の製作または販売を業とする者に委託して行うものとする。

2 市長は、前条の規定により給付を決定したときは、前項の委託を受けた者（以下「委託業者」とい

う。)に対し、坂出市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付委託通知書(様式第6号)により、用具の引渡しに関する必要な事項を通知するものとする。

(費用負担)

第6条 第4条第2項の給付券の交付を受けた者は、用具の引渡しを受けようとするときは、給付券を委託業者に提出し、当該用具を受け取る際に、その収入の状況に応じて次に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額」という。)を直接委託業者に支払わなければならない。

(1) 国要綱別添2に定める額

(2) 用具の購入に要する額が別表に掲げる基準額を超える場合は、その超える額

(費用の請求)

第7条 委託業者は、用具の費用を市長に請求する場合は、所定の請求書に当該用具に係る給付券を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により市長に対し請求することができる額は、用具の売払いに係る実費の額から利用者負担額を控除した額とする。

(再給付の制限)

第8条 すでに給付を受けている用具と同一種目の用具の再購入については、前回の給付日より別表の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(目的外使用の禁止および費用の返還)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該違反した者に対し、または偽りその他の不正行為によって、この要綱による給付を受けた者があるときは、その者に対し、当該用具の購入に係る費用のうち、市長が負担した額の全部または一部の返還を命ずることができる。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため小児慢性特定疾病児日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月29日要綱第40号)

この要綱は、平成28年6月29日から施行する。

付 則 (平成30年3月31日要綱第27号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。